

○国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則

〔平成16年4月1日  
法人規則第15号〕

改正 平成18年法人規則第31号  
平成23年法人規則第35号  
平成27年法人規則第36号  
令和 元年法人規則第16号  
令和 2年法人規則第13号

国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。）第25条の規定に基づき、教育研究評議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員)

第2条 基本規則第21条第4号で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学術院長
- (2) 研究群長
- (3) 学群長
- (4) 総合学域群長
- (5) 系長
- (6) 附属図書館長

第3条 基本規則第21条第5号に規定する学長が指名する職員の数は、8人以上16人以内とする。

2 前項の学長が指名する職員は、教授をもって充てることを常例とする。

3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合には、教授以外の職員を指名することができる。

(評議員の任期)

第4条 前条の規定による評議員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、評議員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 前項の評議員は、再任されることができる。

(会議の開催)

第5条 教育研究評議会を開催する場合には、教育研究評議会規程で定めるところにより、あらかじめ、会議の日時、場所、当該会議の目的等を評議員に通知しなければならない。

(議事)

第6条 教育研究評議会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議長の代理)

第7条 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する評議員がその職務を代理する。

(学長候補者の推薦)

第7条の2 教育研究評議会は、学長選考会議の求めに応じ、学長候補者の推薦を行う。

2 前項の推薦は、系長、教授、准教授、講師又は助教20人以上の連署により推薦された者のうちから、教育研究評議会規程で定めるところにより行う。

3 前2項の推薦に係る議事の進行に当たっては、前条の代理者が議長の職務を代行する。

(学長解任の申出の発議に関する特例)

第7条の3 教育研究評議会は、学長選考会議に対し、学長の解任の申出を発議することができる。

2 前項の学長解任の申出の発議に当たっては、第7条の代理者が議長の職務を代行する。

3 学長解任の申出の発議に当たっては、議決に必要な数は出席評議員の3分の2とする。

(評議員以外の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、関係する役員及び職員を教育研究評議会に出席させ、説明又は意見の陳述を求めることができる。

(資料の提出請求)

第9条 評議員は、教育研究評議会規程で定めるところにより、議事に関する資料の提出を議長に請求することができる。

(議案の提出)

第10条 評議員は、教育研究評議会規程で定めるところにより、議案を提出することができる。

(委員会)

第11条 教育研究評議会に、専門的な事項を調査検討させるため、委員会等を置くことができる。

2 教育研究評議会に置かれる委員会等の組織、審議事項その他その運営に関し必要な事項は、別に定める。

(調査会の設置)

第12条 教育研究評議会は、その所掌する事項について調査等を行うため、調査会を置くことができる。

附 則

この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平18.4.27法人規則31号)

この法人規則は、平成18年4月27日から施行する。

附 則 (平23.3.24法人規則35号)

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平27.6.25法人規則36号)

この法人規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (令元.12.26法人規則16号)

この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令2.3.26法人規則13号)

この法人規則は、令和2年4月1日から施行する。